

建築工事仕様書（解体プロポ）

I 共通仕様

I-1. 工事使用について

プロポーザル要領や参考図等に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事仕様書」により施工するものとする。最新情報及び改訂版等の管理は適宜行い、内容等に疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。

I-2. 下請業者の選定

- (1) 下請業者の選定する際は、市内業者を優先的に選定するよう務めること。
- (2) 受注者は一次下請業者を選定する際、当該建設業者の社会保険等加入状況を確認のうえ、社会保険等に参加している建設業者を選定しなければならない。なお、二次下請以下の建設業者についても、原則、社会保険等に参加している建設業者を選定すること。

I-3. 工事看板の設置基準について

工事看板の設置基準は、以下の URL を参照すること。

市 HP : <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/manage/contents/upload/57d9000a825fd.pdf>

I-4. 提出書類

受注者は、別紙「鹿沼市工事資料一覧表」を参照し、工事資料を作成すること。

I-5. 成果品の電子納品について

受注者は、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」を順守のうえ、成果品を電子納品すること。

Ⅱ 特記仕様

Ⅱ-1. 法定外労災保険の付保

受注者は、本工事において法定外の労災保険に付さなければならない。法定外の労災保険とは、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疫病、障害、死亡などに対して、労働者災害補償保険法（労災保険法）による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から補償給付の上積みを行うための保険をいう。

Ⅱ-2. 安全対策関係

- ・施工にあたっては、近隣及び通行人等安全面に十分注意した解体計画書を作成し、承諾を受けること。
- ・工事期間中の安全管理は、受注者が責任をもって行うこと。
- ・工事関係者、第三者に関わらず工事を起因とする人身事故が発生した場合は、早急に人命救助、緊急連絡、怪我の手当てなど必要な救護措置を行うとともに、二次災害防止対策を講じたうえ、監督員に必ず報告すること。また、工事現場周辺で発生したその他の人身事故に関しても同様の対応に務めること。
- ・作業に関係する苦情を受けた場合や、他の物件に損傷等を生じさせた場合は、受注者の責任において解決するとともに、速やかに監督員に報告すること。

Ⅱ-3. 週休2日制工事

- ・本工事は、週休2日制工事の対象とならない。

Ⅱ-4. その他

- ・本工事に関する諸手続き等は、受注者が責任を持って行うこと。
- ・産業廃棄物の搬出は、事前に搬出先を書面により監督員に報告し、承認を得ること。また、搬出後に搬出先が証明できる書面を監督員へ提出すること。